

マイナンバーカード普及促進事業
企画提案説明書

1 業務概要

(1) 委託事業名

マイナンバーカード普及促進事業

(2) 業務内容

内容の詳細は、別紙「マイナンバーカード普及促進事業公募型プロポーザル企画提案指示書」を参照のこと。

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年(2024年)1月31日(水)まで

(4) 発注者

北海道

2 企画提案しようとする者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること(ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。)

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目について審査し、総合的に判断する。

(1) 実施体制・業務遂行能力

ア 業務を遂行する上で、必要な専門知識・技術を有し、十分な業務処理体制が整っているか。

イ 過去の実績等から当該業務を遂行することが期待されるか。

(2) 企画提案内容

ア 実施場所の選定や自治体等との調整対応について、本事業の趣旨を踏まえた内容となっているか。

イ 移動車両におけるカードの出張受付申請について、人員配置や会場設営等が円滑に対応できる内容となっているか。また、受託者が作成する各種マニュアルの整備は、トラブルの発生を防止し、かつ、分かりやすいものとなっているか。

ウ 移動車両のラッピングや付随する広報素材は、本事業の趣旨が分かりやすく伝わるものとなっているか。

エ 住民向けのPRについて、事前の周知及び当日の広報活動が効果的な手法となっているか。また、高齢者施設等で実施する際の配慮の考え方は適切か。

オ 他自治体との情報共有について、本事業の実施状況やノウハウの横展開が効果的に図られるような手法となっているか。

カ 問合せや相談対応等について、適切に対応できる内容となっているか。

キ 個人情報の取扱いや、情報機器等に係るセキュリティ対策について適切なものとなっているか。また、関係職員への研修についても適切な内容となっているか。

(3) 業務処理計画書・報告書

ア 業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか。

イ 報告書の編成方針は適切か。

4 手続等

業務委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴収して資格の有無を審査し、資格を有する希望者に企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1) 担当部局

北海道総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課（担当：岡本）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5171（直通）

(2) 参加表明書

・提出期限 令和5年（2023年）8月16日（水）午後5時（必着）

・提出場所 4（1）に同じ

・提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

(3) 企画提案書

・提出期限 令和5年（2023年）8月29日（火）午後5時（必着）

・提出場所 4（1）に同じ

・提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

5 企画提案書の作成上の留意点

別紙「マイナンバーカード普及促進事業企画提案書作成要領」を参照のこと。

6 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を受け、3の企画提案の審査基準に従った配点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、1者を選定する。（日時、場所は別途通知。）

なお、企画提案書の提出が多数ある場合には、審査会において、企画提案書の内容審査及び評価を行い、当該業務内容に適すると認められるおおむね5程度のヒアリング審査参加者を選定する。

7 委託契約の内容及び根拠

（1）契約方法

随意契約

（2）契約相手方の選定

本業務は、マイナンバー等をはじめとする個人情報を取り扱う特殊な業務である。また、業務の実施にあたっては、単に出張申請受付を行うだけではなく、全道域に及ぶ自治体での実施を想定していることから、事業期間内で複数地域を巡回するなど、より効率的で効果的な事業運用を必要とするため、最適な処理方法や成果水準、具体的な仕様をあらかじめ設定することができず、契約に係る仕様を具体的に提示することは困難であるため、より優れた企画提案を選定するプロポーザル方式とすることが最適。

（3）根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの）及び北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1(2)（契約の目的物が代替性のないものであるとき）に該当し、随意契約とする。

8 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した者に対して別途作成・提示する。

9 契約に関する基本事項

特定者と締結する委託契約については、次の事項を基本とする。

（1）提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

（2）見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続を経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

（3）契約保証金

契約金額の100分の10以上とするが、免除する場合がある。

（4）再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

（5）成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託

者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

(6) その他

既に補助金等を受けている事業について、それと同一の対象範囲の事業については、本事業の対象とはならない。

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 無効となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書、添付書類及び企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合には無効となる。

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

イ 指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

(4) プロポーザル審査会に関する説明

プロポーザル審査会（ヒアリング）の日時、場所は別途通知する。企画提案書提出要請の通知受理後にプロポーザル審査会への不参加を決めた場合は、その旨を書面により通知する。

(5) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(6) その他

ア 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外に無断で使用しないものとする。

エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成するものとする。

オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しないものとする。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却するものとする。

キ 企画提案事業者として選定された事業者を公表できるものとする。

ク 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。

ケ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできないものとする。